**不在者投票の方法**

**１ 住所地と異なる市区町村の選挙管理委員会における不在者投票**

　例えば、出張先で不在者投票を行う場合などは、次のような手続きで不在者投票をすることができます。

**（１）交付請求**

　｢不在者投票宣誓書・請求書｣により、住所地(選挙人名簿登録地)の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙等の交付を請求してください。（請求は郵便等によって行うこともできます。）

**（２）投 票**

　上記の交付請求により、投票用紙、投票用内封筒、投票用外封筒、不在者投票証明書が交付(郵送)されてきますので、これを出張先など現在滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参して投票を行ってください。

**※不在者投票証明書の入っている封筒は、絶対に開封しないでください。**

※投票が出来るのは、滞在地の選挙管理委員会の開庁時間（滞在地の選挙管理委員会で選挙が行われていない限り平日のみ）となっていますので、ご注意ください。